

一般社団法人 日本薬局学会 旅費等に関する規程

第1条 日本薬局学会委員会規程（以下本規程）は、一般社団法人日本薬局学会（以下本学会）が支弁する会務のための旅費や宿泊費、日当等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 会務とは、理事会、委員会等の会議、教育セミナー等の業務をいう。

（旅費の範囲等）

第3条 旅費は交通費、日当、宿泊費及び理事長が必要と認めた経費とする。

2 本規程は、会務に出席する本会役員、委員、会員、事務局職員及び本学会理事長の要請を受けて活動を行った者を対象とする。

第4条 本規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

第5条 本規程に定めるもののほか本規程の実施について必要な事項は一般社団法人日本薬局学会 旅費等規程細則に定める。

一般社団法人 日本薬局学会 旅費等規程細則

第1条 一般社団法人 日本薬局学会 旅費等規程細則（以下本細則）は、一般社団法人日本薬局学会（以下本学会）が支弁する会務のための旅費等の支給を円滑に行うことを目的とする。

（交通費計算の基準）

第2条 国内出張の交通費は、最も経済的な通常の経路により、自宅を起点として目的地までの最寄りの交通機関での最短距離を計算する。ただし、天候等災害のため最短距離により難しい場合は、その際の最寄り交通機関により最短距離を計算する。

- 2 普通、急行、特急、新幹線、指定席、航空機の利用の基準は原則、別表の通りとする。
- 3 本会会員（会員の役員、委員、講師を含む）及び事務局職員（以下、会員等という）に対する交通費の計算は次の通りとする。
 - （1） 鉄道等の利用による交通費は通常期旅客運賃を計算の基準とし、往復割引が利用可能な区間、期間は往復割引を適用し、往復割引が利用不可能な区間、期間は普通旅客運賃を適用する。
 - （2） 航空機の利用による交通費は現に支払った旅客運賃とし、できるだけ安価なものを利用することとする。ただし、往復割引が利用可能な区間、期間は往復割引を適用した旅客運賃を上限とし、往復運賃が利用不可能な区間、期間は普通旅客運賃を上限とする。
- 4 本会理事長の要請を受けて活動を行った非会員（非会員の役員、委員、講師を含む）（以下、非会員という）に対する交通費は通常期運賃の計算を基礎とし、往復割引が利用可能区間、期間は往復割引を適用する。ただし、往復割引が利用不可能な区間、期間は普通運賃を適用する。

（国内出張及び、会議参加の交通費、日当、宿泊費等）

第3条 国内出張の交通費は前条により支給する。

- 2 会務にかかる日当は3,000円とする。ただし、第4条第1項で定める宿泊費が支給される宿泊に伴う移動日の日当は1,500円とする。
- 3 WEB会議参加の場合の日当は次の通りとする。
 - （1） 自宅または勤務先で参加する者の日当は、1日あたりの参加回数に係らず、1日1回のみ2,000円とする。
 - （2） WEBによる会議の会場を本会が指定した場合、会場への移動旅費は、本細則によるものとする。
- 4 本学会の謝金等に関する規程に基づき謝金が支払われる場合、日当は支給しない。

第4条 国内出張において、起点最寄駅を午前6時前に出発しなければならない場合は前日宿泊費を、最寄り駅に午後11時までに到着できない場合は当日宿泊費を支給する。ただし、出張先が50Km以内の場合は原則支給しない。

2 会員非会員等に対する国内出張の宿泊費は現に支払った宿泊料金の額とし、朝食料金が含まれている場合も含め、東京都23区内は1泊19,000円、政令指定都市は1泊15,000円、それ以外は13,000円を上限とする。

第5条 本細則に規定する旅費等の支給を要する場合は、事前に所定の書式で事務局へ旅費等支給申請書を提出するとともに、精算時には精算報告書を提出するものとする。

別表（第2条3項関係）

50Km未満	普通
50Km以上	急行又は特急
100Km以上	原則として、新幹線とする。
500Km以上	航空機可能

(1) 新幹線対象地域において、起点から目的地に最短時間で到達できる列車の指定席特急料金を支給する。

(2) 指定席特急料金は、100Km以上を基準として支給する。

(3) 特別車両、特別座席等（グリーン、グランクラス、プレミアムクラス、クラスJ、スーパーシート等）の利用料金は支給しない。

2025年11月26日理事会承認